

4カ所の公設クラブの廃止が決定

保健福祉委員会で2回の繰り延べ委員会

8月31日、清水勇人市長が記者会見で、さいたま市の放課後児童クラブの条例の一部を改正する議案を提案すると発表し、9月議会にかけられた。

内容は栄小、鈴谷小、岸町小、新和小の4カ所の公設クラブを廃止する議案と、施設の条件を緩和する議案で、廃止した公設クラブの施設を利用してR6年度からさいたま市放課後子ども居場所事業のモデルケースを実施することを目的とした条例改正だ。

この議案を担当した保健福祉委員会では、新事業を始めるにあたってモデルケースの実施される校区にある既存の民設クラブへの影響や、新しい事業者の選定、モデルケースでの検証作業についてなど、議員から様々な疑問が出されたが、担当課からは「まだ決まっていない」「これから検討したい」という回答が多く、十分に事業の内容や計画が練られないままに提案されているという印象が際立った。そのためか、説明資料が不十分である等の理由で2回の繰り延べ委員会が開催され、ほとんどの会派の議員がR6年度にモデルケースを実施することに疑念や不安を抱えながらの議論となったが、最終的には2つの議案については賛成多数で議決という非常に奇妙な結果となった。とはいえ、この委員会での賛成をもって、上記4つの公設クラブの廃止と、代わりに「さいたま市放課後子ども居場所事業」のモデルケースを実施することがほぼ決定したことになる。

さいたま市放課後子ども居場所事業とは？

さいたま市の放課後児童クラブ待機児解消のために、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運用する新しい事業。空き教室等を利用して希望するすべての児童を対象に居場所を提供する。

居場所事業のイメージ

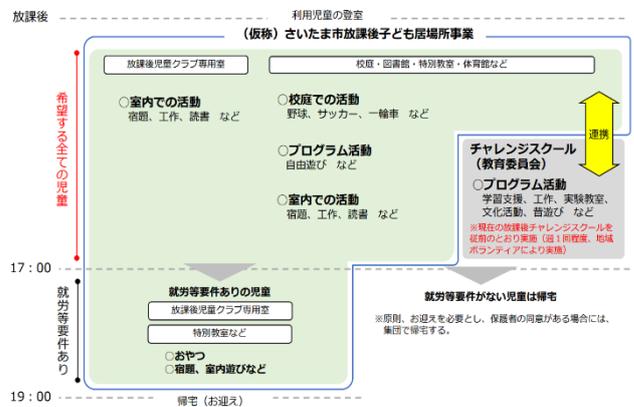
面積基準は実質形がい化

これまで内容がほとんど見えていなかった居場所事業だが、9月の議会での質疑を通して少しずつ行政の想定している内容が明らかになってきた部分がある。

まず、17時までの利用で4000円、19時までの利用で8000円の二つの利用料区分が想定されている。登録したすべての児童は17時までは入り混じって過

ごし、17時になったら17時まで対象の子は帰宅、19時までの子は別室に集められてそこでおやつを食べるそうだ。

職員の配置や施設の面積基準は、内部的には就労証明の有無で異なる。就労証明のある児童は今まで通り健全育成事業の区分で扱われ、職員の配置は既存の放課後児童クラブと同様の、児童約10名に対し1人配置、面積基準は児童1人当たり1.65㎡が適用されるとのことだ。ところが、就労証明のない児童の区分では職員配置は児童20名に対し1名、面積基準は実質ないという。前述の通り居場所事業では17時まではすべての児童が入り混じって生活するため、これらの基準は形がい化してしまっている。これは17時までの児童については明らかな質の低下が起きてしまう。



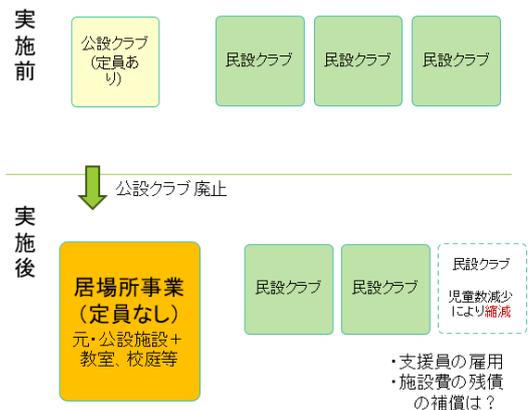
- 活動場所
廃止した公設クラブの施設を専用施設とし、空き教室や家庭科室等の特別教室、校庭・体育館など
- 利用料金
17時まで…4000円/19時まで…8000円
- 面積基準
子ども教室分は実質基準なし

居場所事業は保育ではない？ 手厚い保育は民設クラブで

公設のクラブを廃止して替わりに行われる放課後の施策がこのような基準でいいのか？この問いに対し、行政側は居場所事業では今までの寄り添いの保育はできない旨の発言と、「これまで通りの一人ひとりに寄り添った保育は民設クラブに行っていただく」と答弁した。子ども居場所事業には質を求めないという驚きの回答だ。

では行政は本当に民設クラブを当てにしているのか？市長は今後居場所事業を全校区に展開したいと考えているようだが、実際には空き教室の確保が難しい大規模校での実施は困難だ。さいたま市の児童数は2030年ごろまでは増加するという見込みもあり、児童数が減少に転じた後ならば校内施設も用意できるかもしれないが、それまでも当然児童クラブを希望する児童は増える。行政としても居場所事業ができないならば既存の民設クラブに頼るしかないというのが実情で、その意味ではあてにしているとも言えるだろう。

しかし、居場所事業を実施するにあたり、同じ校区にある民設クラブへの影響について行政は、「縮減することが予想される」としながら、そこで働く職員の雇用や建設済みの施設の後処理については「これから検討する」という回答だ。これまで委託事業という形で市に替わって子どもたちの放課後を支えてきた事業者＝保護者会に対する配慮はまるで感じられない。



行政の拙速な計画と先走り

居場所事業の計画の不透明さと行政の先走りも問題だ。もう間もなく、各小学校では就学時健診が始まり、同時に来年度の放課後児童クラブの入所に関する書類の配布、手続きも始まる時期だが、居場所事業はこの10月に実施事業者の公募、12月に決定の予定となっており、来年一年生になる子どもを持つ保護者は放課後児童クラブに預けるのか、まだ事業者さえ決まらない新しい事業を選ぶのかもままならない。

また、今回の4校区を皮切りにR10年までにモデルケースの校区を増やして実施したいという発言もあったが、委員会での質疑では検証の内容についてはまだ細かな検証項目、マニュアル等もできていないという回答で、今回の4校区で何を検証するかが決まっていなのに実施校を増やす予定だけが既定路線のように決まっている状況には、委員会の場で議員の批判も相次いだ。

総じて、今回の一連の居場所事業に関しては、行政側の計画の拙速さが大きな問題となっている。待機児童対策にスピード感を持たせたいという意図はあるのだろうが、とても巧遅に勝るものとは思えない。

さいたま市学童保育連絡協議会では、この事業が始まることで17時までの利用を希望する人など一定の層の需要が見込まれることから、事業自体に反対することはしないという立場をとっている。しかし、上記の通りあまりにも事業の内容、今後の事業展開の予定等が不明瞭で、この状態では、R6年からモデルケースが実施されることには非常に不安が残ると言わざるを得ない。

この4校区でのモデルケースが決定事項であるというのであれば、既存の民設クラブへの影響だけでなく、そこで過ごす子どもにどんな影響があるのか、子どもの生活の視点でもモデルケース検証作業の内容を精査することが必要だ。また本当の意味で民設クラブに「手厚い保育」という、居場所事業とは異なる役割を持たせるのであれば、民設クラブの存続・運営に対しても手厚い補助を行うことが求められる。今後の行政、議会の姿勢が問われている。